

橘地区 「michi-KUSA」 について

この度、社会福祉法人 正道会は子どもの権利保障のため、自主事業として諸問題を抱える子どもの居場所づくりに取り組みます。[michiKUSA]とは、子どもたちの居場所づくりを目的とした就学支援施設です。

※就学支援とは学力、人間関係等を問題として抱えた不登校などの子に対して家庭や学校とは異なる支援を行い、自己肯定感を高めていく取り組みです。

場所：学童くらぶ 寺子屋 長崎市かき道3丁目1番地5号 地区センター2階

日時：月・金（10時～12時） ※長期休暇を除く

まずは気軽にご連絡/ご相談ください。

社会福祉法人正道会 法人本部 095-865-6011 担当： 松尾

「子どもの **今** を支えるのが社会の役割です」

私たちが考える子どもの権利とは・・・

6 「生きる権利・育つ権利」

1 2 「意見を表す権利」

2 8 「教育を受ける権利」

3 1 「休み、遊ぶ権利」

などに基づき

2 9 「教育の目的」を明確にし、

3 「子どもにもっとよいことを」

目指していきます



「michi-KUSA」利用のお約束

利用の3つのルール

① 「聞かせて」

必ず保護者のみの面談の時間を頂きます。子どもの様子、家庭での立場、学校での状況をお聞かせください。

② 「考えましょう」

子どもにとって何が最善であるか、親の立場や支援者の立場から一緒に考えてみましょう

③ 「待ちましょう」「求められたら応えましょう」

子ども自身が持っている力を信じて、焦らず待ちましょう。

※保護者同伴での利用となります。

それに関わる料金は生じません。

※子どもが嫌がるときは、無理して利用はしないでください。

※施設利用の際は、必ず一緒に片づけてください。

※必ず事前予約が必要となります。

事前利用相談表

令和 年 月 日 () : ~ :

面談者 氏名: _____

名前	
学年	
学校	
緊急連絡先	
利用予定	
相談内容	

利用確認表

利用日： 月 日（ ） : ~ :

(どうしたの?どうしたいの?どうできるかな?)

- ① 子どもの様子 (心情・意欲・態度)
- ② 理解者との関わり方 (他者理解)
- ③ 興味、関心等

これまで・・・	これから・・・

